

報道資料

要 旨（事例集）

「基本業務の徹底」に係る主な事例

事例 1

報告書
36
ページ

【希望する仕事や適職を把握しないまま職業紹介を実施している例】

(概要)

仙台安定所が求職者の希望する仕事及び適職を把握しないまま、業務経験のない業種の求人を2回連続で紹介し、ともに不採用

24歳女性 希望する仕事及び適職が未記載(飲食店経験者)

業務経験のないファッション関係2社紹介(相談1回目、2回目とも即時紹介) 技能又は経験不足のため、いずれも不採用

同安定所では、その理由として、当該求職者が管外(隣接県)での就職を強く希望していたことから、希望就業地を優先して紹介したことが考えられるとしているが、2回目の紹介の相談時には、求職者の希望する仕事及び適職を把握し、入力すべきであったとしている。

事例 2

報告書
35
ページ

【求職申込書の内容とハローワークシステムへの入力内容が相違している例】

(概要)

求職申込書の「希望する仕事」欄が「運転手」と記載されているにもかかわらず、求職票の「適職」欄には「印刷物ラミネート加工作業員」と記載されており、実際の求職者の希望が反映されていない。

同安定所では、誤った職業分類番号を入力したことによって生じた可能性が高いとしている。

なお、本件求職者に対しては、求職票の「適職」欄の記載内容にかかわらず、平成22年7月29日に運転手の求人紹介が行われ、就職に至っているが、その紹介までに求職申込(平成22年6月1日受理)から約2か月を要している。(川口安定所)

「基本業務の徹底」に係る主な事例

事例 3

報告書
40~41
ページ

【職業相談内容が未記録となっているものがみられた安定所の意見】

- 求職管理情報に相談内容等の詳細な情報を記載する重要性は認識しているものの、その入力には相談と相談の合間に行うこととなるが、次の相談者がいるため、入力に時間を割いて待たせるわけにはいかない。（川越安定所）
- 自所のみを利用する求職者については常に求職票裏面の内容（手書きによるメモ）を確認しているため、必要最小限の入力で特に支障を感じていないが、他所利用者については求職票裏面に書かれた相談内容が確認できないことから同じ内容を確認する等、利用者サービスの観点からは不十分である。（豊橋、刈谷安定所）
- 窓口に求職者が来た際には迅速に過去の記録を確認しなければならず、職業相談記録については、簡素明瞭に記載するよう指導を行っているが、簡潔に記載することが難しい場合や、中には記録すべき相談内容がない場合もある。（広島東安定所）

「基本業務の徹底」に係る主な事例

【採否結果の確認が未実施となっている例】

2011年1月31日 午後5時22分

旧システム

年月日	求人番号	内容
22.12.21		相談
22.12.7		相談 ハートフルワ 。福祉用具で
22.12.7		再有効
22.9.14		紹介
		否
22.9.14		相談

新システム

No.	年月日	情報	項目内容	担当者	状況
1	H22/06/30	相談 12分		20010- 長野	
2	H22/05/20	相談 12分		20016- M長野	
8	H21/10/05 採否 H21/11/30	20020- 有限会社 H21/10/07 13:15		20020- 松本	シス不

22.9.14 紹介

否

平成22年10月末以降、約3か月が経過した時点（平成23年1月31日時点）においても採否結果が未記録。

【不採用理由の把握が不十分となっている例】

旧システム

年月日	求人番号	内容
21.7.13	47020-	紹介
21.7.21		否 15 事業所からハガキ
21.7.13		相談
21.7.6	47020-	紹介
21.7.13		否 19 本人より聴取
21.7.6	47020-	紹介
21.7.29		否 19 事業所よりTEL

面接日時 21.7.16 16:30

面接日時 21.7.7 10:00

職業紹介後、紹介の翌月末までに採否が入力されない場合は、自動的に理由区分不明の不採用扱い（不採用を示す「否」のみ（新システムの場合は「シス不」）の記録）として処理される。
この場合、不採用理由なども記録されないため、求職者支援や求人者指導のための原因分析に活用することができない。

「否19」となっているものが「不採用」かつ不採用理由が「その他」である記録。「本人より聴取」や「事業所よりTEL」といったコメントが付されてはいるものの、これでは、具体的にどのような理由で不採用となったのかを把握できないため、やはり、求職者支援や求人者指導のための原因分析に活用することができない。

「基本業務の徹底」に係る主な事例

【ハローワークシステムにおける適正な賃金額のチェック機能の状況】

(概要)

ハローワークシステムには、求人票の賃金が最低賃金法に抵触していないかどうかをチェックする仕組みが導入されていないため、確認は安定所の職員の手作業により実施されている。

最低賃金額は、時間給で示され、その比較のためには、日額・月額に換算する必要があり、賃金形態によって、その計算に用いる要素が異なってくる。

例えば、月給制の場合、最低賃金額の計算には、

- ① 基本給、
- ② 定期的に支払われる手当（職務手当、通勤手当、時間外手当など）、
- ③ 年間所定労働日数、
- ④ 1日の所定労働時間（就業時間）、

などの要素が必要になるが、これらの要素はハローワークシステムの入力項目として存在しているため、全ての項目が網羅されている場合、最低賃金額の比較計算(チェック)は可能である。

なお、調査対象とした労働局の中には、最低賃金額を下回るおそれがある場合に警告するなど、入力補助的な機能があれば有効であるとする意見のほか、求人票入力の際、関係法令等の自動チェック機能を導入してほしいとする意見もみられたが、ハローワークシステムを管理・運営する労働市場センター業務室では、自動チェック機能を有効なものとするには、システムが判断できるような情報をさらに追加し、記入項目も増やすことが必要となり、かえって入力時間を増やす可能性もあり得るとして、当該チェック機能の導入の考えはないとしている。

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

報告書
107～108
ページ

事例 6

【求職者ニーズを踏まえた求人開拓の実施状況】

(概要)

調査対象安定所が平成22年9月1日から12月24日までの間に開拓した求人(978件)において、開拓求人数が最も多い職業について調査した結果、新規求人倍率または有効求人倍率が1.0倍以上の職業を最も多く開拓している安定所が17安定所みられた。

(札幌、室蘭、飯田橋、三鷹、川口、大宮、川越、長野、松本、名古屋中、豊橋、刈谷、茨木、大牟田、丸亀、観音寺及び広島東安定所)

一方、沖縄安定所では、管内の求人・求職の動向によるミスマッチ防止の観点から、平成22年9月に、「求人開拓実施年度計画」(平成22年度)の別紙として、開拓対象求人を、バランスシート(平成22年7月)に基づき、有効求人倍率0.22未満(平成21年度平均)かつ有効求職者数200人以上の職種を中心に開拓することとしている。

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

【トライアル雇用事業が適切に運用されていない例】

1 求人による試行雇用前の適性、能力等の見極めを行う選考の例

トライアル雇用は、就職困難な特定の求職者層を対象としており、当該求職者の職務に対する適性を見極めるために一定期間試行雇用する制度であることから、トライアル雇用事業実施要領において、「事業主が一度の求人数を超える数の対象者の応募を受け付け、選考を行うこと」は望ましいことではなく、事業主に対して理解を求め、トライアル雇用に係る求人数を超えるトライアル雇用開始前の選考ができる限り行われないう留意することとされている。

- 募集数2人の若年者等トライアル併用求人に対し、トライアル希望の求職者39人を含む紹介者44人が不採用となっており、他の一般の求人と同様に、試行雇用前の選考において、適性や能力、業務遂行可能性の見極めが行われているとみられる状況になっている。（大宮安定所）

2 若年者等トライアルと雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号イによる年齢制限が併用されている例

- 若年者等トライアルは、年長フリーターの雇用対策として、その年齢要件は40歳未満とされている。
- 雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号イは「長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき」は年齢制限を行うことができる旨、年齢制限禁止の例外を設けている。

- 若年者等トライアルと年齢制限例外規則を適用した年齢制限のある一般求人が併用となっている場合、その応募者の年齢は年齢制限例外規則による制限年齢以下である傾向がみられ、その制限年齢を超えて若年者等トライアルの年齢範囲である40歳未満までの対象者の応募が行われにくいものとなっている。

【事例】

30歳以下の年齢制限を付している求人が若年者等トライアルを併用しているが、当該求人に対する若年者等トライアル紹介者13人の年齢を調査したところ、33歳以上40歳未満の応募者はなく、制限年齢である30歳を超えている応募者が3人（31歳、31歳及び32歳）のみとなっている。（丸亀安定所）

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

【職業訓練修了者に十分な職業紹介・支援が行われていない例】

1 職業訓練効果が十分にその後の求職活動に生かされていない例

営業や配達の仕事を希望する求職者は「職種拡大を図るため」として、「CADオペレーター」の職業訓練を受講している。

しかし、当該求職者は、訓練修了後、CADオペレーター関連の事業所の紹介をされておらず、訓練受講前から希望していた職業（営業や配膳を行う仕事）の紹介を2回受けたものの、採用に至っていないなど、職業訓練の受講効果がその後の求職活動に生かされていない。（名古屋中安定所）

2 職業訓練受講を希望する求職者に対し、受講の効果を勘案して再考を促している例

パソコン基礎系コースを受講中、約半分のカリキュラムを終えた段階で「次の職業訓練コースに応募したい」と連続受講を希望する求職者に対し、次の訓練受講の必要性や訓練で得るスキルの活用方法について問いかけをし、受講後の就職可能性を高める効果が望めないとして、安易な連続受講を抑止している。

その後も、ITインストラクター補佐養成科受講を希望する求職者に対し、職歴を考慮すると訓練修了後の就職が厳しいと判断し、他の職業訓練も吟味するよう指導している。（那覇安定所）

3 訓練修了後、長期（1か月以上）にわたって安定所から紹介を受けていない例

求職者が職業訓練（ITパソコンマスター科）を平成18年12月27日に修了した後、調査抽出時点（23年1月31日）まで1,496日の間、安定所において紹介を受けた形跡がみられない。（広島東安定所）

また、同様に、職業訓練を平成21年6月17日に修了した後、23年2月2日まで595日の間、紹介を受けた形跡がみられないもの（名古屋中安定所）、21年9月25日に修了した後、23年1月26日まで488日の間、紹介を受けた形跡がみられないもの（気仙沼安定所）などがある。

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

【相談の過程で把握された緊要度の変化、求職者の希望の変化が求職票に反映されていない例】

(概要)

相談の過程において、早急に就職を希望する意思を示しているにもかかわらず、緊要度が「3」（就職を急がないが安定所の支援に対する期待度が高い）のまま変更されていないもの。（大牟田安定所）

なお、この求職者は、勤務地についても「大牟田近郊を希望しているが、久留米、福岡でも構わない」との意向を示しているが、求職票の「広域就業希望地」欄にはその旨の記載がない。

事例
9

〔求職者の職業相談記録〕 ※求職受理日は平成20年6月2日

年月日	求人番号	求人者名	安定所
20. 8. 5	紹介	██████████	大牟田
	面接日時	20. 8. 6 14:00	
20. 8. 18	採	採用(予定)日 20. 8. 18	大牟田
20. 8. 5	相談		大牟田
早急に就職希望であり、販売職に拘らず他の職も視野に入れサーチしたい。勤務地は大牟田近郊を希望するも、久留米、福岡もかまわない。			

〔求職者の求職票〕

住所コード : ██████████ 管轄 : 管内

広域就業 1 : ██████████
希望地 2 : ██████████

免許・資格

1 : 2305 2 : ██████████ 3 : ██████████
4 : ██████████ 5 : ██████████

収入(月額) ██████████ 18万円

就業時間 : 10時00分~21時00分

雇用期間 : 常雇

訓練受講区分 :

訓練終了(予定)日 :

在職 : 3 → 緊要度 : 3 窓口番号 : 2

大牟田安定所管外である「久留米、福岡もかまわない」とされているにもかかわらず、広域就業希望地に久留米及び福岡が入力されていない

「早急に就職希望」とされているにもかかわらず、緊要度を「3」から「1」（就職を急ぎかつ安定所の支援に対する期待度の高い者）に変更していない

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

事例10

【安定所による積極的な支援が必要と考えられるにもかかわらず、必要な支援が実施されていない例】

報告書
119～120
ページ

(概要)

調査の結果、次のように、長期間にわたって応募と不採用を10回以上繰り返しているにもかかわらず、その間、安定所からの支援が未実施又は不十分となっているものがみられた。(いずれの求職者も結果的に未就職)

- ① 緊要度が「5」とされている求職者が、819日にわたって36件の求人に応募しているが、この間、安定所により特段の支援が行われた形跡がない。(川口安定所)
- ② 緊要度が「5」とされている求職者が、初回相談時までに3件の求人に応募しているが不採用であった。初回相談時に、ケース会議が実施されているものの、以降55件の求人に応募しているが、この間、安定所により特段の支援が行われた形跡がない。(三鷹安定所)

(注) 緊要度「5」は、就職を急ぎかつ安定所の支援に対する期待度の高い求職者とされているにもかかわらず、計画的職業紹介を始めとした支援は実施されていない。

事例11

【未充足求人に対するフォローアップの対応が安定所によって区々となっている理由等】

報告書
121
ページ

(概要)

調査対象安定所において、未充足のまま無効となった求人者に対して安定所から積極的に連絡をとっているものがある一方、求人者の来所又は電話連絡があった場合にフォローアップを実施するもの、全ての未充足求人に対してフォローアップを実施することとしないものなど、その対応が区々となっている状況についての労働局・安定所の説明

- ・ 未充足求人のフォローアップについては、求人の有効期限が切れれば、企業が来所又は電話連絡があるケースが多いので、安定所では、その機会を利用して求人条件の緩和等の指導できるため、全ての無効求人をフォローアップする必要性は感じていない。(豊橋安定所)
- ・ 求人数が多く、フォローアップを行う余裕がない。(名古屋中安定所)
- ・ 毎月月末に多くの求人が期限切れとなり、すべての期限切れ求人のフォローやてん末(安定所以外の方法を含めた求人)の充足状況)の把握を行うためには体制の強化(増員)が必要である。(愛知労働局)

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

事例 12

【未充足求人フォローアップ状況の記録が不十分な状況】

(概要)

調査対象安定所における未紹介求人のフォローアップの記録状況

- ・ 一部について記録しているとしているもの 11安定所
- ・ 特段記録を行っていないとしているもの 14安定所（仙台、塩釜、気仙沼、三鷹、長野、名古屋中、豊橋、刈谷、広島東、福山、可部、高松、丸亀及び観音寺安定所）

無効求人のフォローアップ状況の記録状況

- ・ 一部について記録しているもの 10安定所
- ・ 特段記録を行っていないとしているもの 8安定所（足立、三鷹、豊橋、刈谷、高松、丸亀、那覇及び沖縄安定所）

未紹介求人及び無効求人のいずれについても記録していないとしているもの5安定所（三鷹、豊橋、刈谷、高松及び丸亀安定所）

「ニーズや状況に応じた職業紹介業務の推進」に係る主な事例

【条件緩和実施求人を所内掲示するとともに、求人票の特記事項欄に条件緩和された旨を明示している例】

(概要)

飯田橋安定所では、条件緩和が実施された求人の特記事項欄に「りフレッシュ求人」と記載した上で安定所の入り口に掲示する取組みを実施していた。

この取組みは、安定所の入り口に掲示するのみならず、特記事項欄へ記載することにより、求人票の紙面上で確認できることはもちろん、ハローワーク・インターネットサービス上でも、条件緩和が実施された求人であることを把握できるため、求職者にとって分かりやすいものとなっている(現在では、「りフレッシュ求人」という用語が一般的ではなく、分かりにくかったことから、求人票の特記事項欄への記載は取りやめており、所内掲示のみの対応)。

この例のように、条件緩和実施求人についても、全国で统一的に「条件緩和求人」等の分かりやすいキーワードを記入することにより、ハローワーク・インターネットサービスを改修することなく、条件緩和実施求人を効率的に検索できるようにし、かつ、求職者にアピールすることが可能であり、所内に物理的な掲示スペースがない場合であっても、これらの電子的手段を活用するなどして、条件緩和実施求人を積極的に周知していくことが重要である。

事例
13

0,000円	実費(上限あり 毎月30,000円まで)
求人条件にかかる特記事項	
11/24 りフレッシュ	

「地方公共団体等における無料職業紹介事業等に対する支援及び連携の強化」に関する主な事例

【地方公共団体が実施する無料職業紹介事業に資する安定所からの情報提供が不十分であるとする意見】

- 安定所単位ではなく、市町村ごとの労働市場情報の提供を求める意見
 - ① 気仙沼安定所から毎月、同安定所管内に係る労働市場情報の提供を受け、活用しているが、無料職業紹介所設立当時、南三陸町内の情報を提供してほしいと要望したところ、気仙沼管内から南三陸町のみの情報を抽出することはハローワークシステム上できないと言われた。現在も南三陸町の雇用失業情勢が分かる資料があれば良いと思っている。（南三陸町）
 - ② 求職者数を始めとする様々な数値を把握し、市の雇用施策に反映させる必要から、札幌安定所から札幌圏（札幌安定所管内の札幌市、石狩市、当別町）に係る求職者数などの数値の提供を受けているが、安定所のハローワークシステム機能の制約から、札幌市のみの数値の提供が得られておらず、改善を望む。（札幌市）
- 安定所からの求人情報の提供内容の充実・拡大を求める意見
 - ① 労働局から毎月、報道発表（紙媒体。労働局ホームページに掲載されているもの）の提供を受けており、県内の雇用失業情勢を把握するには十分であるが、数値からは求人側の採用意欲までは把握できないため、そのような求人の状況が把握できるような情報の提供を望む。（香川県）
 - ② 安定所から求人情報の提供を受けているが、当該求人情報は、1週間ごとに作成されるものであるため、既に充足されている求人や取り下げられた求人も含まれている可能性もあり、安定所の紹介で充足された求人等については、何らかの形で知らせてほしい。（南三陸町）